

2025 年 6 月

各 位

株式会社 鳥取銀行

当座勘定規定の一部改定ならびに払戻請求書の利用開始について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

鳥取銀行では、払戻請求書による当座預金のお支払を実施するにあたり、別紙の通り当座勘定規定を一部改定しますのでお知らせいたします。

払戻請求書は 7 月 1 日（火）より店頭にご用意しております。

なお、払戻請求書によるお支払は当座預金の口座開設店で自社（自身）の払戻にご利用いただけます。小切手のように持参人（第三者）へのお支払にはご利用いただけません。

払戻請求書によるお支払の際に、当行所定の本人確認資料の提示等を求める場合がございますので、予めご承知おきください。

記

改定日：2025 年 7 月 1 日（火）

以 上

《 本件に関するお問合せ先 》
事務統括部（佐貫）
TEL 0857-37-0342

改定前	改定後
第 7 条 (手形、小切手の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第 7 条 (手形、小切手の支払、当座勘定からの払戻し) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。 (5) 払戻請求書による払戻手続は当該当座勘定の名義人に限ります。払戻請求書は第三者への譲渡はできません。
第 12 条 (手数料等の引落し) (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 当座勘定からの各種料金等の自動支払をする場合には、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。	第 12 条 (手数料等の引落し) (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 当座勘定からの各種料金等の自動支払をする場合には、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
第 17 条 (印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。	第 17 条 (印鑑照合等) (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。